

事 項	県建築基準条例第16条及び第26条の取扱い	関 係 条 文 等	法第27条 法第43条
027-01			
兵庫県建築基準条例第16条、及び第26条に規定する主要な出入口及び階段の昇降口「以下、「出入口等」という。）を道路に面して設けるとは、以下のすべてに該当するものをいう。 1 出入口等と道路が、概ね直線状に正対していること 2 出入口等が道路に近接していること（道路境界線から出入口等が視認できること） 3 出入口等から道路に至る敷地内通路に、避難上支障となる建築物や塀・植栽・高低差等がないもの			
〔考え方・解説〕			
〔備 考〕 （関連告示等）	2023.10作成		